⑱　詳細は入札説明書による。
⑲　契約締結後に配置する技術者の要件
１．技術者の専任に関する事項
次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間。
①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
２．技術者の経験に関する事項
①　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。
（工事経験の設定年数は設定しない））
同種工事１
供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）５万㎡以上のアスファルト舗装工事
同種工事２
日平均断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路※）において車線規制内で工事を実施
※流出入が制限されている道路とは、自転車及び自転車以外の軽車両及び歩行者の通行・流出入が規制されている道路をいう。
・同種工事１、同種工事２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。
・すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。
⑳　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。
なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。
㉑　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary
(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ryoichi Gejima, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Remedial works of the Tomei Expressway Fuji jurisdiction Pavement (fiscal year 2018)
(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 July 2018
(5)　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 14 September 2018. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 14 September 2018)
(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese
(7)　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105 ― 6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 30 年 6 月 15 日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　大東　和美
◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13
1　業務概要
(1)　品目分類番号　42
(2)　業務名　新国立競技場の整備計画を踏まえた大会後の整備に係る技術的検証等業務（再公示）
(3)　業務内容　新国立競技場の大会後の整備について、技術的検証、法令的検証、コスト試算を行いつつ、設計の発展性等に関する検証を実施する。
(4)　履行期限　平成31（2019）年９月20日
(5)　本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(6)　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格、選定基準及び評価基準
(1)　技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者又は３者により構成される共同体であること。
①　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、平成29・30年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。